

## 占用と道路管理者間協議

道路局路政課道路利用調整室

(新年、仕事始め)

**栗本係員**

坂上さん、あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお祈りします。

**坂上係員**

あけましておめでとう。こちらこそ、今年もよろしくお祈りします。

栗本くんは、お正月は何してたの？

**栗本係員**

今年は、友達と車で初日の出を見に行ってきた。初日の出を見たのは初めてだったんですが、いいものですね。今年の誓いを立ててきましたよ。

**坂上係員**

あら何を誓ってきたの？

**栗本係員**

今年こそ坂上さんに迷惑をかけないように、一人前の占用担当者になることをですよ。

**坂上係員**

あらまあ、ほんとかしら。じゃあさっそく今日から気合いを入れてがんばってね。

**栗本係員**

あっ、そうそう、さっそくなんですが、その初日の出を見に行ったときに、うちの事務所の管轄の道路を走ってたんですが、高速道路のインターチェンジの案内標識が新しく立ってましたよ。確か占用許可は出してないんで、あれは不法占用ですよ。さっそく対応しないと。

**坂上係員**

ちょっと待って。年明け早々、お休みの日にも道路上の物件に注意してるのはすばらしいけど、それは不法占用じゃないわよ。

**栗本係員**

えっ、どういうことですか？

**坂上係員**

道路管理者間の協議によって設置が認められているのよ。その件はこの間私が担当したわ。

**栗本係員**

道路管理者間の協議？

**坂上係員**

そう。例えば、国道と県道が立体交差している場合にも、国道の道路管理者と県道の道路管理者があらかじめ協議をしてお互いの管理区分を決めているの。

**栗本係員**

そう言えば、道路法にも占用に関する道路管理者間の協議についてちゃんと規定があったような気が・・・

**坂上係員**

あら？そうかしら？どの規定？

**栗本係員**

あっ、これです。道路法第 35 条（資料 1 参照）。あれっ、でも「(国の行う道路の占用の特例)」とありますね。でも他に協議によって占用を認める規定はないし・・・。

**坂上係員**

第 35 条は、条文にあるとおり、国の行う事業のための占用について規定したもので、他の道路管理者による占用については規定していないわよ。ちなみに、第 35 条は、国が道路の占有を行う場合には、道路管理者の単独処分である「許可」によることは適当ではないので、対等の当事者間の「協議」によることを規定しているのよ。

**栗本係員**

なるほど。では、占用に関する道路管理者間の協議や、立体交差部分の管理に関する道路管理者間の協議は何に基づいて行われるのですか？

坂上係員

そ、それは・・・

栗本係員

(あれっ、なんだ、坂上さんも分からないんだ。)

渡邊課長

何々、道路管理者間協議について話しているみたいだね。それで、根拠となる規定が分からないのかな。

坂上係員・栗本係員

はい・・・。

渡邊課長

では、せっかくの良い機会なので、道路法をもう一度しっかり読んでごらん。占有や立体交差点の管理に関する道路管理者間の協議に関わらず、道路管理者間相互の関係について定めた規定はないかな。

坂上係員・栗本係員

(道路法を必死で読む。)

渡邊課長

見つかったかな。

坂上係員

はい。第19条に境界地の道路の管理に関する規定があり、関係道路管理者間で協議して管理の方法を定めるとあります(資料2参照)。

栗本係員

他にも、第48条の5に連結許可等に関して協議の規定があります(資料3参照)。

渡邊課長

そのとおりだね。第19条や第48条の5では道路管理者相互の関係を規制するのに協議制度を採用しているんだね。では、問題の占有に関する道路管理者間の協議や、立体交差点の管理に関する道路管理者間の協議については、何に基づいて行われているんだろう。

坂上係員・栗本係員

それは・・・。

渡邊課長

実は、これらは道路法では規定されていないんだよ。道路管理者間相互の関係については、第19条や第48条の5のように特別に規定している

場合を除いては、規定はされていないけれど、第19条や第48条の5同様、道路管理者間の関係が生じた場合には両者の協議による解決に委ねていると解されているんだ。

坂上係員

なるほど、そういうことだったんですね。実は、ずっと疑問だったのです。

渡邊課長

そうか。それは今回解決できてよかったね。さて、疑問も解決して、ちょうど定時も過ぎたことだし、そろそろ新年会に行くとするか。今日はお店はどこだったかな。

栗本係員

坂上さんと僕の協議で、今日は駅前のお寿司屋さんですよ。さらに今二人で協議して、費用負担は課長が全額ということになりました。

渡邊課長

おいおい、そんな協議してないだろう。

資料1

**道路法第35条** 国の行う事業のための道路の占有については、第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第2項各号に掲げる事項及び第39条に規定する占有料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

資料2

**道路法第19条** 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第54条中同じ。)は、第13条第1項及び第3項並びに第15条から第17条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。  
2～5 (略)

資料3

**道路法第48条の5** 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。  
2～4 (略)